

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 基盤整備部
令和3年度4月～10月分 必要に応じて令和2年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和3年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和3年12月1日～令和4年1月24日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

道路占用料の過年度未収金は、令和2年度末で100,850円である。令和3年10月末現在では100,475円である。

水路占用料の過年度未収金は、令和2年度末で521,448円である。令和3年10月末現在では455,736円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するよう努力されたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、水防団員詰所・倉庫等を納入先とする物品について、水防団長が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。また、土木管理課、道路建設課、河川課及び水防対策課では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則の遵守を徹底し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見]

(1) 工事の設計・積算における確認の徹底について

令和3年4月から10月までの間に道路建設課、道路維持課及び河川課が契約依頼した工事において、設計書の積算の一部を誤った事案が6件発生していた。

設計・積算における項目や数量、単価などの確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に部全体で取り組まれたい。